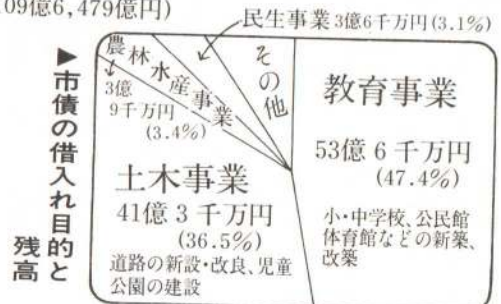
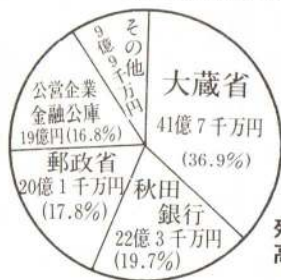


**特別会計の収支**

| 会計名           | 収入      | 支出      |
|---------------|---------|---------|
| 国民健康保険        | 30億8千万円 | 32億9千万円 |
| 老人保健          | 24億8千万円 | 25億円    |
| 都市計画          | 4億1千万円  | 4億1千万円  |
| 卸売市場、食肉センターなど | 2億5千万円  | 2億4千万円  |
| 計             | 62億2千万円 | 64億4千万円 |

**市債の現状**

★昭和61年3月31日現在113億1,223万円  
(昭和61年9月30日現在109億6,479万円)



**老人保健法の医療の一部負担金が改正**

老人保健法が一月一日から改正され、医療の一部負担金がつぎのとおりになりました。

- 入院外 1か月 800円
  - 入院 1日 400円
- (ただし、低所得者の場合は入院1日300円で2カ月限度)
- 詳しくは、市保険年金課福祉医療係(内線242)へお問い合わせください。

**児童手当制度を改正**

六十二年度(六十二年四月一日)から六十二年三月三十一日)の児童手当は、つぎのとおりになります。

- ▽対象児童年齢(62年4月1日現在)
  - ・2人目のお子さん 満4歳未満
  - ・3人目のお子さん 満9歳未満
- ▽支給額
  - ・2人目のお子さん月額 25,000円
  - ・3人目以降のお子さん1人につき月額 5,000円

※すでに児童手当を受給されている方は手続きの必要はありませんが、新たに該当される方や、受給されている方で二人目のお子さんが対象となる方は、三月三十一日までに申請手続きをしてください。なお、前年の収入が一定の額以上の方は受給できません。

**特別給付を受給されている方へ**

会社を退職されるなどで、厚生年金等の加入者でなくなった方は、福祉事務所へ届け出してください。届け出をしないで受給された場合は、さかのぼって返還していただくことになります。市福祉事務所福祉係(内線209)へお問い合わせ。